

大船駅東口第一種市街地再開発事業予定地内で 土地を有償譲渡する場合は届出が必要です

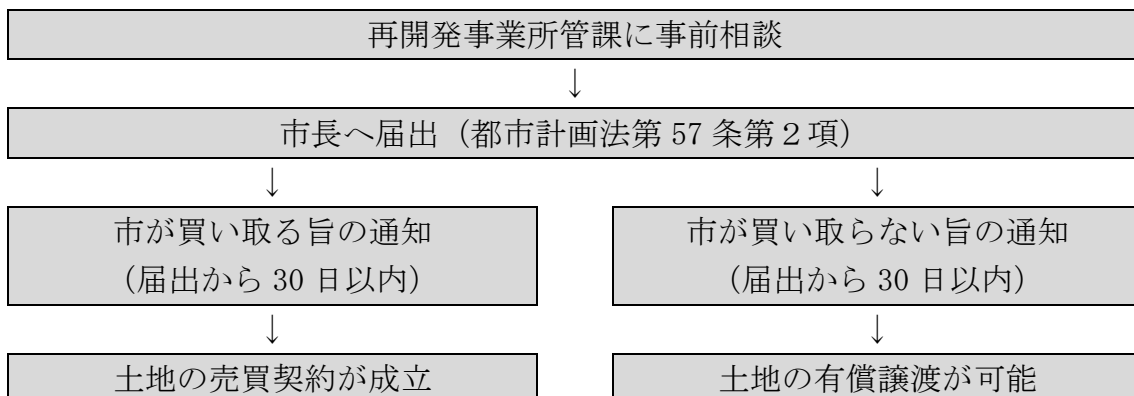
「大船駅東口第一種市街地再開発事業」の事業予定地内で土地を有償譲渡する場合は、鎌倉市長に対し事前の届出が必要となります。

届出から最大 30 日間はその土地を有償譲渡することができないため、ご注意ください。

■届出の対象となる有償譲渡

有償譲渡の対象	届出の要・不要
土地のみを有償で譲渡する場合	必要
土地＋建物を有償で譲渡する場合 建物のみを有償で譲渡する場合 (建物には工作物を含む)	不要

■手続の流れ



■届出が必要な区域（大船駅東口第一種市街地再開発事業予定地の第 2 地区内）



■担当窓口

再開発事業所管課：市街地課（鎌倉市役所本庁舎 3 階）TEL：0467-61-3836（直通）

届出所管課：都市計画課（鎌倉市役所本庁舎 3 階）TEL：0467-23-3000（内線 2321）